

奨励研究助成実施報告書

助成実施年度	2022 年度
研究課題（タイトル）	1900 年代の建築法整備にみる近代ドイツにおける建築の形態規定に関する研究
研究者名※	竹本 真
所属組織※	神戸大学大学院 工学研究科建築学専攻 近代建築史研究室
研究種別	奨励研究
研究分野	その他
助成金額	80 万円
発表論文等	

※研究者名、所属組織は申請当時の名称となります。

（ ）は、報告書提出時所属先。

大林財団 2022 年度奨励研究助成実施報告書

所属機関名 神戸大学大学院
申請者氏名 竹本真

研究課題	1900 年代の建築法整備にみる近代ドイツにおける建築の形態規定に関する研究
(概要) ※最大 10 行まで 本研究は、ドイツ人建築家パウル・シュルツェ=ナウムブルクによる生活改善運動の一つである郷土保護運動に注目し、1920 年代に起きたナウムブルクと近代建築家との陸屋根論争の源流を明らかにすることで、近代化の過程を捉え直すものである。 1900 年代のドイツにおける建築の形態規定に関する法律である 1907 年 6 月施行「村落及び地域の外観の醜悪化防止法」を契機に、ナウムブルクを会長とした「ドイツ郷土保護連盟」と、1911 年に産業家によって設立された「過剰な郷土保護連盟活動に対する反対委員会」によって引き起こされた論争が確認された。ドイツ郷土保護連盟は勾配屋根及び伝統的な建築資材を支持していた一方で、反対委員会はドイツ郷土保護連盟によって産業の発展として資本化を推し進める新建築材料業界にとって、その機会を失うものとして批判されていた。つまり、1920 年代の屋根論争の源流は同法によって「産業論争」が両者の間でなされたことであった。	

1. 研究の目的	(注) 必要なページ数をご使用ください。
本研究は、ナウムブルクと 19-20 世紀初頭の生活改善運動に着目し、近代ドイツ建築における建築の革新派と保守派によるイデオロギーの分離がどのように始まり、何によって突き動かされ展開していくのかを明らかにすることを目的とする。近代建築運動はそのデザイン性より評価されている。建築史の分野ではその実践が評価される一方、保守的な住宅政策や思想は主に社会史、労働史、経済史の分野で扱われてきた。前者はそのデザイン性を重んじる一方、その背景となる法令や制度、思想は詳しく検討なされていない。一方後者は、制度や住民の動向が重んじる一方、建築上の創意やデザインの良否への言及は少ない。すなわち、学術的に分野間の関心は断絶しており、知見の接続は不十分であった。こうした社会史、文化史、法律史などと建築史を総合的に捉えた研究はみられない。本研究は、総合的な視点をもった研究であり様々な展開が期待されるため、ドイツの近代化を新たな視点から再評価する研究へと繋がることが可能である。	

2. 研究の経過	(注) 必要なページ数をご使用ください。
本研究では、近代ドイツ建築における建築の革新派と保守派によるイデオロギーの分離がどのように始まり、何によって突き動かされるの明らかにするため、①研究に関わる資料の収集及びデータ化、②①で得られた内容の整理を行った。ここでは、これらに関する研究の経過について記載する。 研究に関わる資料の収集及びデータ化 1-1 郷土保護連盟に関わるもの 本研究の中心となるドイツ郷土保護連盟の機関誌を中心にドイツから洋書の取り寄せたのちに、機関誌に	

掲載された記事を確認しテキストデータ化を行なった。整理にあたっては，【タイトル】【抄訳(抄録)者】【掲載年/月】，参照文献の【タイトル】【筆者】【発行年/月】【掲載雑誌(発行国家)】【頁】の項目を設け，後に項目ごとに検索を行える状態とした。

1-2 産業組織に関わるもの

1-1 と同様に，産業界によって発刊された雑誌等を収集し，掲載された記事を確認しテキストデータ化を行なった。整理にあたっては，【タイトル】【抄訳(抄録)者】【掲載年/月】，参照文献の【タイトル】【筆者】【発行年/月】【掲載雑誌(発行国家)】【頁】の項目を設け，後に項目ごとに検索を行える状態とした。

②①で得られた内容の整理

①で得られた内容の整理を行った。整理内容については「3. 研究の成果」に記す。

また，本研究の一部は以下の学会において投稿を行った。

- ① 竹本真，中江研，「20 世紀初頭のドイツにおける街並みの美的観点に関する法規制について -1902 年施行『風光明媚な地域の外観の醜悪化に対する法律』に着目して-」，令和 5 年度日本建築学会 近畿支部研究発表会，2023. 6
- ② 竹本真，中江研，「プロイセン下院による 1907 年「村落及び風光明媚な地域の外観の醜悪化に対する法律」審議への P. ナウムブルクの関与について」，日本建築学会大会(関西)，2023. 9

3. 研究の成果

(注) 必要なページ数をご使用ください。

1. ラウフェンブルク水力発電所工事と産業家

1-1 ラウフェンブルク水力発電所工事の概要

1908 年に水力発電所は建設されるが，当時の様子についてはルドルフによって紹介されている。南ドイツのラウフェンブルク付近の急流地域では 1904 年頃よりライン河を堰き止めて行う工事が計画されていた。ルドルフはこの地域を 1897 年刊の著書“*Heimatschutz*” [筆者訳，『郷土保護』] のなかで以下のように評価している。

「ラウフェンブルクを一度でも見ればドイツにはこのようなすばらしい魅力をもった街の景観はあまりないことがわかる。それは急流の岸辺に間近なところに，岩石の地盤の上に高くそびえている小都市で中世的な性格に貫かれている。

物見の塔，宮殿の塔，ゴシック教会があり，その足元にはエメラルドグリーンの若々しいライン河が荒れ狂い，ごうごうと音を立て，しぶきを上げながら，岩礁の割れ目を通して深みに落ちてゆくのである。」

ルドルフは，著書で紹介したドイツの郷土の中でも，特にラウフェンブルクの景観を極めて高く評価している。



図1 ラウフェンブルク “*Heimatschutz*” 1897

水力発電所工事は，地元の住民に電力を供給すべく行われたが，地元の企業が工場を構えるため，外貨が獲得できることが期待されていた。1904 年当時，民間企業 2 社がバーデン大公国政府に対して計画の着手を申請していた。そして，その 1 社である AEG [Allgemeine Elektrizitäts-Gesellschaft] とドレスナー銀行 [Dresdner Bank AG] の参加を得て設立されたドイツとスイスの電力会社であるラウフェンブルク電力会

社 [Laufenburg AG] が受け持つこととなり、バーデン大公国政府が着手に協力する形で計画は進められた。自然環境の破壊といったナウムブルクが牽引する郷土保護運動に対して、近代化と資本化を推し進める地元企業といった民間資本との間で、双方の方向性の違いが推測される。

ルドルフによる同水力発電所工事による風景の損失に対する危惧は、地元組織に対する協力要請によって大規模な反対運動となって展開されることとなる。

まずルドルフは、バーデン内務省、さらには大公に対して直接的抗議として嘆願を行った。しかしながら、試みが失敗した後、バーデン黒い森協会 [Der Badische Schwarzwaldverein] に対して、美的観点よりバーデン大公国に対して同地域を保存することを目的として協力の要請を行なった。その後、1904年にナウムブルクを初代会長として設立されたドイツ郷土保護連盟の意向としてルドルフ、バーデン黒い森協会、ドイツ郷土保護連盟といった流れを経て抗議活動が展開されていった。実際、同抗議活動はドイツ郷土保護連盟の最初の任務として大規模化されていくこととなる。

1-2 経済性に対するドイツ郷土保護連盟の態度

1905年3月にはドイツ郷土保護連盟によって「発電所による破壊に対するドイツ郷土保護連盟からの訴え」と称した嘆願がバーデン商会議所、バーデン大公国国会議員に対して提出された。

1906年にはドイツ郷土保護連盟は改めて“Die Stromschnellen des Rheins bei Laufenburg und ihre Erhaltung” [筆者訳、『ラウフェンブルク近くのライン川の急流とその保存』] を出版し、土地の風景損失と資本化を批判していくなど大規模な反対運動を展開した。

しかし、建築史家フリーデマン・シュモル(2004)は同水力発電所工事の結末とドイツ郷土保護連盟の最終判断を自身の著書で以下のように位置付けている。

「・・・郷土保護運動による自然保護は、工業化に対して妥協的かつ実用的な態度をとっていた。(中略) 風景画家・建築家であり、後に NSDAP (ナチ党) の党員となったパウル・シュルツェ=ナウムブルクも、伝統と近代、工業と自然の和解を唱えた。(中略) また 1900 年頃にライン川上流でスイスの国境沿いにあるラウフェンブルクに当時のヨーロッパで最大の発電量をもつ水力発電所の建設計画が持ち上がったときに、郷土保護運動家たちは反対するものの、景観を損なわないように工事するというで和解することになった。」

ドイツ郷土保護連盟の批判の矛先は、あくまでラウフェンブルクでの民間企業による水力発電工事によって風景が損失されることであった。工業化に対しては一定の理解と妥協が垣間見え、それは同水力発電所工事に対しても、風景損失への危惧を表明するにとどまった点に読み取れる。

また、当時の著名な経済学者であるカール・ヨハネス・フクス [Karl Johann Fuchs: 1865-1934] は1904年の自著において以下のように述べている。

「我々の活動には、強い経済的な関心に対立する場面においては大きな困難が生じるであろう。我々はこの困難にしっかりと立ち向かなければならない。」

フクスが、ドイツ郷土保護連盟に所属していたかどうかは確認できないが、「我々の活動」と述べている点に、ドイツ郷土保護連盟員の立場として述べていることがうかがえる。また、フクスは1905年の自著においても以下のように述べる。

「我々はまた次のことを付け加えることができよう。それは今日の状況において、安価な水力の利益を得ることによるドイツの産業の発展は国家の進歩を意味する」

ここでの安価な水力の利益とはラウフェンブルク水力発電所工事のことであろう。つまり、ドイツ郷土保護連盟は反近代的側面を保持しながら、経済性と伝統といった美的感の利害をいかに考慮するかを模索していたともいえる。

しかしながら、既往研究で指摘されている通り、同水力発電所工事におけるドイツ郷土保護連盟の反対運動はプロイセン国家をも動かす力を持っていたとされ、それはドイツ郷土保護連盟が扇動する「郷土保護運動」がプロイセン国家にとっても支持されていたことがうかがえる。

そして、プロイセン国家の支持により市民権を得たドイツ郷土保護連盟による郷土保護運動は、それ以降、建築産業界と深く結びついた陸屋根に対して批判活動を行なっていくのであった。

1-3 小結

1904年に設立されたドイツ郷土保護連盟の最初の活動はラウフェンブルク水力発電所工事への反対運動であった。

この工事はドイツ郷土保護連盟にとっても産業界においても重要な事項であったといえる。前章で指摘した通り「村落及び地域の外観の醜悪化防止法」はナウムブルクの関与が多く見られたが、それは水力発電所工事での一連の反対運動に端を発するものだった。そして後に、ドイツ郷土保護連盟は政府を動かすほどの影響力を持津に至る。つまり、ドイツにおける郷土保護運動は、その当初から産業論争だったのである。

そのため、ナウムブルクが推し進める郷土保護運動は、資本化を推し進める産業界の反発を生み出すことにもなった。水力発電所工事での一連の騒動を契機に、「産業家連盟」が設立され、特に1909年には産業家連盟の中に「過激なドイツ郷土保護連盟の活動に対する反対委員会」が設立される。

このように、ナウムブルクが牽引する郷土保護運動と「村落及び地域の外観の醜悪化防止法」を契機に、資本化を推し進める産業界の中でドイツ郷土保護連盟の反対組織が設立され、対立関係が生まれる。そして、陸屋根及びそれを推進する建築産業界は、郷土保護運動への批判を展開していくこととなる。

2. ドイツ郷土保護連盟と反対委員会による屋根論争

本章では、ドイツ郷土保護連盟と反対委員会との間で繰り広げられた陸屋根の是非をめぐる論争を詳しく見ていきたい。まずは連盟の姿勢を代表するナウムブルクの言い分を見ていきたい。

2-1 ナウムブルクの陸屋根批判

ナウムブルクは、ドイツ郷土保護連盟会長就任直前の 1901 年から 1917 年の間に、『文化研究』シリーズを全 9 巻出版した。著書では荒廃したドイツの景観への危機感、工業化の悪影響、新建築材料と工法による風景損失、資本主義に対する批判が主に書かれている。この 9 巻のうち『文化研究(1)』(1901)は、ドイツの住宅建築を扱ったものであり、写真を多用し、良い作品と悪い作品を対比させるといった、一般読者に理解させる為の工夫がなされていた。その後の巻は、庭園、田舎の集落、村、都市、宮殿、最後にドイツの風景全体とそれが人々にどのように影響したかを主題とした。

『文化研究(1)』では、「本書の目的は、目に見える文化のすべての分野におけるわが国のひどい荒廃に對抗すること」と述べ、続けて「目に見える文化には、家や記念碑、橋や通りだけでなく、衣服や社会形態、森林や牛の繁殖、機械や国防も含まれる」としている。また、「この本は、自分たちを『教育を受けた』と自称する人々だけを対象としているわけではない。私の願いは、人々、ブルジョワ、農民、労働者といったドイツを最も支えている人の為のものである。」と述べている。単に建築の良し悪しを指摘するだけでなく、ドイツ独自の文化と国家の発展を促すのが彼の目的であった。この書籍の中でナウムブルクは、建築については、重要な要素として伝統的な屋根形状を挙げ、陸屋根を新しい形態として否定している。切妻屋根は雨を防ぐ技術的側面だけでなく、親しみやすさといった心理的側面からも重視していた。伝統的な形態を最重要視しながら、技術的側面と心理的側面との組み合わせによる形態こそが、「ドイツ的」なデザインであると評価したのであった。



図2 Flachen Dache “Kulturarbeiten(1) Hausbau” (1901) p. 30

同書では、陸屋根を冠する建物について次のように指摘している。

「私たちの気候では、雪が十分に滑り落ちないため、このような平らな屋根[flachen Dache]には一定の危険がある。」^{注9)}

ここでは、勾配のない屋根での排水・除雪の困難さを理由に、陸屋根を批判しているが、特筆すべきは、図2のような緩勾配の屋根をも陸屋根としている点である。

この緩勾配屋根としての陸屋根批判は、単にナウムブルクだけの意見ではなく、ドイツ郷土保護連盟の原理として展開されていくが、そこでは具体的な素材にまで話が及んでいる。

1905 年にドイツ郷土保護連盟の公式書籍として出版された小冊子 “Flugschriften des Bundes Heimatschutz” [筆者訳、『ドイツ郷土保護連盟の小冊子』]では、郷土の風景損失について以下のように記されている。

「私たちの国の性質と私たちの感情に非常に調和している急な屋根が平らな屋根に置き換えられ、屋根葺きフェルト[Dach pappe]または別の見苦しい代替品は木骨造りの建物に置き換えられなければならない。」

ここで、1905 年の時点でドイツ郷土保護連盟が批判している陸屋根とは屋根ふきフェルト [Dach pappe] である。つまり、1905 年の時点での陸屋根とは、あくまでも緩勾配屋根を冠した屋根葺きフェルト [Dach pappe] であり、1920 年代の屋根論争において使用の是非が問われた陸屋根 [Flache Dach] とは異なるものであった。

2-2 「外観の醜悪化防止法」に対する産業家連盟による抗議

郷土保護運動を扇動するドイツ郷土保護連盟に対して、反対運動として反対委員会が 1909 年に設立された。反対委員会の方針は、同年に出版された書籍 “Gefährliche Ästhetik” [筆者訳、『危険な美学』]に記されている。書籍の序文にはドイツ郷土保護連盟に対する抗議として以下のように述べられている。

「産業家連盟は、これほど賢い人々の組合が陥るはずのない事態に陥ったのである。一部の政府が、いかなる形態や状況においても、以前のように茅葺き屋根を攻撃しなくなったため、屋根葺きフェルト会社は自社の産業に懸念を抱いている。(中略) 貧しい消費者は「危険な美学者」によって圧制されていると嘆いている。何よりも、「大規模で広範な農業は深刻な不利益と出費に陥るだろう」と考えられている。」

ここに、「村落及び地域の外観の醜悪化防止法」によって地元の建材を使用し、かつ景観に適応するような村落の建設、そしてそういった建設を推奨するドイツ郷土保護連盟といった組織に対しても批判を行なっていることが読み取られ得る。

反対委員会はいくつかの新建築産業界との結びつきによってその主張を展開していく。1911年11月15日には、ベルリンにて反対委員会の会議が行われた。同会議には以下のような組織が委員会に参加している(表1)。そこには、建築資材業社のみならず、ヴェルダンディ連盟といった芸術組織も含まれていた。同会議では反対委員会の設立理由が以下のように述べられている。

「各団体が州議会に提出した以前の請願書が報告され、その不成功が遺憾の意を表した。

徹底的な議論の結果、委員会は州議会の両院に新たな提案書を提出することを決定し、この提案書には委員会に関与するすべての専門家団体が署名する必要がある『村落及び風光明媚な地域の外観の醜悪化に対する法律』の扱いに関する業界の正当な苦情は表明されるべきである。」

ここでは、屋根ふきフェルト[Dachpappe]を製造するドイツ屋根紙製造者協会など、新建築材料をドイツの産業として推進していた製造協会が多く参加していたことが確認される。また、設立理由では、1911年以前にすでにプロイセン政府に対して各組織によって請願がなされていたがそれは失敗に終わったと述べられている。

この、各組織による請願の一つである1910年3月のドイツの化粧石・テラコッタメーカーの小冊子には以下のようにドイツ郷土保護連盟に対する批判が次のように述べられている。

「数え切れないほどの工場が操業を停止しなくならなかった。まだ創業しているものは損失を伴いながら実行している。何百万もの投資資金が失われ、何千人もの労働者や職長が日々の糧を奪われている。」

ここでは、資本化を推し進める新建築材料業界はドイツ郷土保護連盟による郷土保護運動によって、産業の発展の機会を奪われているとして批判されている。

同様の指摘は直接プロイセン政府に対してもみられ、1912年4月には、反対委員会によって「村落及び風光明媚な地域の外観の醜悪化防止法」に対するプロイセン州議会への請願が作成・決定されたが、そこでは以下のように指摘されている。

「『村落及び風光明媚な地域の外観の醜悪化に対する法律』は、ドイツの建築資材産業に特に深刻な被害をもたらした」

また、1912年5月にプロイセン公共事業省に宛てた書簡の中で、ドイツ屋根紙製造者協会は「ドイツ郷土保護連盟が一連の建材産業全体の経済発展の機会を妨げている」と述べている。

表1: 過激なドイツ郷土保護連盟の活動に対する排除委員会への参加組織

	組織名	
1	ドイツポルトランドセメント協会	Verein Deutscher Portland Cement Fabrikanten der Verein
2	ドイツの化粧石・テラコッタメーカー	Deutscher Verblendstein und Terrakottenfabrikanten
3	リュットガース化学薬品	Rütgerswerke AG
4	ドイツ石膏協会	Deutscher Gipsverein E. V.
5	ドイツ粘土・セメント・石灰産業協会	Deutscher Verein für Ton-Zement-und Kalkindustrie
6	ドイツ粘土産業家協会	Verband Deutscher Tonindustrieller,
7	ドイツ屋根紙製造業者協会	Verband Deutscher Dachpappenfabrikanten,
8	ポスター工業会	Verband der Plakat-Industriellen
9	ドイツ建築家協会	Bund Deutscher Architekten,
10	ドイツ建築家技術者協会	Verband deutscher Architekten-und Ingenieur-Vereine
11	ヴェルダンディ連盟	Werdandi-Bund

表1 “Mitteilungen der Centralstelle zur Förderung der Deutschen Portland-Cement-Industrie Erscheinen am 1.u.15. Jeden Monats.Verlag und Schriftleitung durch die Centrale Charlottenburg, Knesebeckstr.74. Nr.5. Montag, den 1.Januar 1912. Nachdruck verboten, 1. Jahrg.”p.23 より作成

ドイツ屋根紙製造者協会の指摘にみられるよう、ドイツ郷土保護連盟の新建築材料に対する批判は、単に

屋根葺きフェルト[Dach pappe]を推進する組織にとどまらず、新建築材料業界全体へ行き渡っていることがうかがえる。そして、プロイセン政府に対しては「村落及び地域の外観の醜悪化防止法」における法の改正が請願されていたのであった。

また、1912年11月の反対委員会による声明では、今後の展望として以下のように述べられている。

「来年(筆者補:1913年)にライプツィヒで開催される国際建設展示会は、建設業界の最も重要な流れを示す非常に印象的なイベントになることが約束されている。

これらの流れの1つは、現代の建築材料、特に郷土保護運動の時代遅れでロマンチックな傾向によって多かれ少なかれ困難な生存競争を強いられてきた建築材料を美化する取り組みであり、ヴェルダンディ連盟によって積極的に取り上げられている」

ドイツ郷土保護連盟と反対委員会による論争は、1913年にライプツィヒで開催された国際展示会「Internationale Welt-Spezialausstellung für Bauen und Wohnen」[筆者訳、国際建設展示会世界国際特別展建築と暮らし](以下、ライプツィヒ国際建設展示会と記す)での作品によって、より具体化されることがうかがえる。

3. おわりに

ナウムブルクによる陸屋根批判は1901年の著書において既に指摘されていた。そこでは、伝統的な形態をとって勾配屋根をあげ、除雪の難しさより陸屋根[Flache Dach]を批判していた。一方で、書籍で挙げている陸屋根は緩勾配屋根を冠した屋根葺きフェルト[Dach pappe]であり、1905年のドイツ郷土保護連盟の小冊子においても同様の形態に対して批判を行っていたのであった。

これらの、郷土保護運動を扇動するドイツ郷土保護連盟に対して反対運動が確認された。1909年に反対委員会が設立され、新建築材料業界全体でドイツ郷土保護連盟に対する批判が展開された。つまり、屋根論争は単なる意匠上の論争であるに止まらず、産業論争でもあったのである。

4. 今後の課題

(注) 必要なページ数をご使用ください。

今後の課題として以下のように整理される。

①建築相談窓口[Bauberatungsstellen]について

改めて、「村落及び地域の外観の醜悪化防止法」に注目すると、1908年1月には内務大臣によって各県知事に対して、「村落及び風光明媚な地域の外観の醜悪化に対する対策(1907年7月15日の法律の範囲外)」[Maßnahmen gegen bauliche Verunstaltungen in Stadt und Land (Außerhalb des Gesetzes vom 15. Juli 1907)]と称した通達が行われた。そして、そこには建築の専門家による相談窓口によって建築のモデルを提供することを求めている。そして、この要求に応えるべく、1911年にはシュルツェ=ナウムブルクが所属していたドイツ郷土保護連盟及びドイツ工作連盟などの機関によって、労働者の住宅を促進すべく国家としての建築相談窓口[Bauberatungsstellen]が設置されたことが確認される。今後はこの組織について明らかにしたい。

②第一次世界大戦以降の産業論争

表1で確認されたヴェルダンディ連盟の会長であるフリードリヒ・ゼーセルベルクの活動に着目すると、1918年11月にはゼーセルベルクを会長として多くの産業家の支援のもと、ベルリンにて「ドイツ儉約的な建材展示会」[Deutsche Ausstellung Sparsame Baustoffe](1918)が開催されたことでさらに加速していくと考えられる。この展示会は多くの建築資材業者による支援のもと開催に至っており、前稿で指摘した第一次世界大戦以前の美的論争との関係性がうかがえる。つまり、第一次世界大戦後においてもゼーセルベルクは、近代ドイツの美的問題に対して主導権を握っていくと推測される。第一次世界大戦以前に抵抗委員会といった産業家の支援によって行われたゼーセルベルクの活動は、第一次世界大戦以降にも継続した支援が確認され、それらがグロピウスに評価されている点に1920年代の屋根論争の背景には、第一次世界大戦以前からの一貫した産業論争が存在していることが考えられる。今後はこの点について明らかにしたい。